

MS法人の身の振り方

定義 いわゆる「MS法人」とは？

医療法人の業務に付随した周辺業務を担う目的で設立された会社（営利社団法人）が一般的にはMS（メディカル・サービス）法人であると思われがちですが、単に機能的な側面だけをとりえてMS法人と呼ぶことはほとんどありません。そこにはもう一つの重要な側面である、医療法人の理事者とMS法人の株主構成及び役員構成がほぼ重複しているという要素があります。つまり、医療法人の理事長一族が名目上も実質上も完全に支配し、自らが主催する医療法人と密接に関連させて運営する法人を特に「MS法人」と呼びます。

MS法人が登場した背景とMS法人の機能

機能面

昭和25年8月に医療法人制度がスタートして以来、医療法人が行うことの出来る業務は制限されてきました。医療法人の存在目的は言うまでもなく医療の普及であり、医療の普及は非営利行為ですから、医療法人自身が医療の提供対象である患者及びその家族に対して営利目的の業務を行うことは、制度趣旨に反するものであり行えませんでした。

MS法人は医療法人が自身で行うことの出来ない業務を補完し医療サービスと連携して担うことによって、患者やその家族に質の高いサービスを提供してきたといえます。

しかし、平成10年の医療法改正において特別医療法人制度が創設され、特別医療法人は「その開設する医療施設の業務に支障のない範囲でその収益を医療施設の経営に充てることを目的とし、厚生労働大臣の定める収益事業を行うことができる」とされたことを始めとして、平成17年3月31日付け厚生労働省医政局長通知においては、保健衛生に関する附帯業務の一部が見直され、患者の有償移送行為が出来ることとなり、平成18年3月31日には特別医療法人の行うことの出来る収益業務が大幅に拡大し、一般の医療法人においても附帯業務は拡充され、附随業務もその範囲が具体的に示されるなど、MS法人が機能面において必要とされる場面は徐々に少なくなってきました。

税金面

MS法人を設立するもう一つの重要なメリットは、「所得の分散効果」です。

ここで簡単な試算をしてみましょう。

前提条件			
医療法人の医業収益	50	百万円	
経費総額	30	百万円	
差引の利益（＝所得）	20	百万円	
法人税率	所得 800万円まで	22%	
	800万円超の部分	30%	

※ 説明の為、実際の税額計算よりはかなり簡略な設定にしております。又、医療法人・MS法人とも税法上の中小法人であると仮定します。

【医療法人の税額計算】

費用総額 30 百万
利益:所得 20 百万

＜税額の計算＞

利益:所得 20 百万円	
・ 所得 800万円までの部分	
800万円×22%＝176万円①	
・ 所得 800万円超の部分	
2000万円－800万円＝	
1200万円	
1200万円×30%＝360万円②	
①+②＝536万円	

MS法人を利用しない場合の法人税額は536万円となります。

ここで、MS法人を経由して薬品や診療材料を仕入れる設定を追加してみましょう。

MS法人は通常は仕入値に利益を乗せて医療法人に納入するので、その利益を10百万円とし、医療法人の費用総額は30百万円から40百万円に増加するものとします。

【医療法人の税額計算（MS法人経由で仕入れた場合）】

費用総額 40 百万
利益 10 百万

＜税額の計算＞

利益:所得 10 百万円	
・ 所得 800万円までの部分	
800万円×22%＝176万円①	
・ 所得 800万円超の部分	
1000万円－800万円＝	
200万円	
200万円×30%＝60万円②	
①+②＝236万円・・・I	

【MS法人の税額計算】

仕入 30百万
売上 40百万
利益 10百万

<税額の計算>

利益:所得 10百万円
 ・所得 800万円までの部分
 800万円×22%=176万円①
 ・所得 800万円超の部分
 1000万円-800万円=
 200万円
 200万円×30%=60万円②
 ①+②=236万円…Ⅱ

医療法人とMS法人を合算した場合の法人税額
 I + Ⅱ = 472万円

医療法人単体で運営した場合よりも64万円も圧縮出来ることになります。これは医業収益の1.6%に該当します。

設定では現在の税率を適用して計算していますが、法人税の税率は最高時(バブル期前半)で43.3%(800万円までは31%:中小法人の低減税率)であり、この法人税率を上記試算に当てはめると実に98万4千円(医業収益の2.46%)も圧縮できた計算になります。

対売上比で2.46%というのは、例えばコスト削減で達成しようとするならば、相当の努力をしないと確保できないレベルであり、医療業界が現在ほど厳しくなかった時代においてはMS法人を使うことの「うま味」は確実にあったと言えます。

その他

MS法人は医療法人を運営する理事長の一族がほぼ完全に支配しているという特徴から、機能・税金以外の面でも次のように利用されている例が散見されます。

例えば、医療法人に勤務していない(出来ない)親族に対して給与を支払う、MS法人名義で社宅を調達して理事長一族が入居する、MS法人名義で高級車を購入して理事長や理事長夫人に提供するといった例です。しかしこれらの行為はMS法人単体で見た場合、必ずしも事業の用に供していない、つまり損金に算入出来ない行為であることが多いと言えます。

MS法人がおかれている環境の変化

税金面

■最近の税務調査による否認事例

過去において、課税当局による税務調査の対象法人として、医療法人が重点的に調査された時期がありました。医療法人は法人税法上は一般法人として扱われますが、会社(営利社団法人)ではないので、税務上会社(特に同族会社)では制限されている事項も制限がされていないことがあります。

例えば、留保金課税や平成18年度改正で創設された特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度がありますが、これらの制限は直接医療法人に影響を及ぼすことはありません。

ところが、医療法人の税務調査において、調査対象医療法人の規模によっては、調査官も多く動員され、比較的長期間(5日~7日)に亘って調査が行われることがあり、そのような大規模な調査においては、関連法人としてMS法人も同時に調査されることがあります。

近年の傾向として、医療法人とMS法人との取引そのものを実体の無い取引として否認される傾向が散見されます。医療法人からMS法人へ移転された利益は医療法人からMS法人への寄附金として医療法人側で否認、移転された利益を原資としてMS法人で支払われた役員報酬は勤務実体が無いので過大役員報酬として否認、課税当局から見れば一石二鳥の美味しい調査になるわけです。前述した高級車の支給などは正に格好の餌食と成り得ます。場合によってはそこに重加算税を課し、正に濡れ手に粟となるわけです。調査を受ける法人にとっては目も当てられません。

MS法人を賢く利用して効率的な運営をするつもりが、とんでもない痛手を負う結果となるリスクが徐々にではありますが高まっております。

■税率の低下(特定医療法人の場合は顕著)

既にご説明いたしましたとおり、法人税率が高かった時代には、MS法人へと所得を分散することで、総支払税額を低減させる効果を期待できましたが、税率が低くなるにつれ、そのメリットも低くなってきました。

昭和39年に制定された特定医療法人制度においては、租税特別措置法第67条の2の規定により大蔵省(当時)の承認を受けた医療法人は法人税率が22%とされ、MS法人に利益を移転させるよりは、医療法人単体で利益を出した方が支払うべき税額が低くなるこ

となり、所得の分散を図るという目的を持ってMS法人を設立する意味合いは薄れています。

機能面

■医療法人が出来る業務範囲が拡大

→機能面での必要性低下

医療法人が単独で行うことの出来る業務範囲が拡大している状況についてももう少し詳しく見てみましょう。厚生労働省がとりまとめた「医療法人の業務範囲（平成18年10月1日現在）」という資料を参考にします。

医療法人の業務は本来業務である「医療の普及」のために病院・診療所・介護老人保健施設を開設し運営する他に、本来業務に関連する業務を行うことができ、業務の規模や種類によって、Ⅰ附帯業務、Ⅱ附随業務、Ⅲ収益業務の三種類に区分されています。

Ⅰ 附帯業務

医療法第42条第1項に規定されている業務であって、本来業務に支障のない範囲で、定款又は寄附行為に記載することを要件として行うことの出来る業務で、以下の7種類があります。

- 第1号 医療関係者の養育又は再教育
- 第2号 医学又は歯学に関する研究所の設置
- 第3号 医療法第39条第1項に規定する診療所以外の診療所の開設
- 第4号 疾病予防運動施設の設置
- 第5号 疾病予防温泉利用施設の設置
- 第6号 保健衛生に関する業務(附随業務として行うものを除く)
 - ① 薬局
 - ② 施術所
 - ③ 衛生検査所
 - ④ 訪問看護事業(訪問看護ステーション)
 - ⑤ 介護福祉士養成施設
 - ⑥ ケアハウス
 - ⑦ ホームヘルパー養成研修事業
 - ⑧ 難病患者等居宅生活支援事業(ホームヘルプ、短期入所事業)
 - ⑨ 乳幼児健康支援一時預かり事業
 - ⑩ 介護保険法にいう訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション等と連続して又は一体としてなされる有償移送行為であって道路運送法上の許可を得て行う業務

- ⑪ 介護保険法にいう居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、地域密着型サービス事業、地域支援事業及び保健福祉事業のうち、平成18年3月31日医政発第0331001号局長通知別添2において「保健衛生に関する業務」とされているもの

- ⑫ 助産所
- ⑬ 歯科技工所
- ⑭ 福祉用具専門相談員指定講習
- ⑮ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による児童福祉法上の保育所として認可を受けた施設で、認定こども園を営む事業

第7号 社会福祉法第2条第3項第2号から第6号までに掲げる事業のうち、厚生労働大臣が定めるもの又は同項第7号に掲げる事業の実施

- ① 児童福祉法にいう保育所を営む事業
- ② 老人福祉法にいう老人居宅介護等事業等
- ③ 障害者自立支援法にいう障害福祉サービス事業等
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設を営む事業

※一部記載を省略しています。

なお、新医療法が平成19年4月1日に施行され、附帯業務として有料老人ホームの設置が認められることになりました。

Ⅱ 附随業務

本来業務の一部又はこれに附随して行われる業務で、定款変更を要せずに行うことが出来ますが、認められている業務は病院の施設の一部を使つての売店の運営や、医療法人の開設する病院等と患者宅等の間を無償搬送する業務などに制限されています。

Ⅲ 特別医療法人(→社会医療法人)の収益業務

特別医療法人は制度が廃止となり新しく社会医療法人制度が創設されました。現在特別医療法人の承認を受けている医療法人は、平成19年4月1日以降5年間をかけて収益事業を停止し、特別医療法人ではなくなることが決まっています。

しかし、社会医療法人においても、特別医療法人で認められてきた収益事業を行うことが認められると想定されますので、以下収益事業の種類と範囲を列記します。

本来業務に支障のない範囲で、定款又は寄附行為に記載することを要件として行うことは附帯業務と同様ですが、その範囲は実に多岐に亘っています。

種類 日本標準産業分類（平成14年3月7日総務省告示第139号）に定めるもののうち、次に掲げるもの

- ① 農業
- ② 林業
- ③ 漁業
- ④ 製造業
- ⑤ 情報通信業
- ⑥ 運輸業
- ⑦ 卸売・小売業
- ⑧ 不動産業（建物売買業・土地売買業を除く）
- ⑨ 医療・福祉（病院、診療所及び介護老人保健施設に係るもの及び医療法第42条各号に掲げるものを除く）
- ⑩ 教育、学習支援業
- ⑪ 複合サービス事業
- ⑫ サービス業

上記の様に特別医療法人の承認を受けている医療法人では、収入全体に占める収益業務の収入を30%以内に抑えるという金額的な制限はあるものの、行える収益業務の範囲は相当広範囲に認められ、行えない業務（不動産販売業、風俗業等）を列記した方が早い程です。

以上、現在においては様々な制度を活用することで、医療法人単体でも殆どの業務を行うことが可能で、機能面においてMS法人でなければならない場面は無くなってきています。

医療法人制度改革

～厳しい淘汰の波の中で生き残るには効率的で透明性の高い運用が求められる。

基金拠出型法人へ その時MS法人は？～

初の医療・介護料保険の同時改訂となる平成18年4月の診療報酬改訂は、前回に続いてマイナス改訂となり、保健医療機関にとってはダイレクトに減益となる

厳しいものとなっています。又、医療制度改革関連法案によって現在医療療養・介護療養合わせて38万床ある療養病床を15万床に減床、内13万床ある介護療養病床は廃止が打ち出され、今まではそれなりに収益源としてあてにしてきた病床を取り上げられる状態となりました。

医療費の抑制政策が相次いで打ち出され、医業経営が安穩としていた時代は既に過去のものとなり、医療業界は明確に淘汰の時代に突入いたしました。

第5次医療法改正の一つのポイントでもある医療法人制度改革においては、医療法人の運営に更なる非営利性の徹底と透明性の確保、効率性が求められています。もっとも政策による外圧を待つまでもなく、実際に非効率な運営を続けている医療機関は退場を強いられることとなるでしょう。

そのような中でMS法人を経由させて所得の分散を図るといった“旧態依然”とした経営方針を継続する余裕は最早残されておりませんし、経営環境が許さないのでしょう。

今後、MS法人はどのような道を辿るのでしょうか？

今後のMS法人は不動産所有会社として活用されることが考えられます。

医療法人制度が基金拠出型法人へ移行し、医療法人の出資持ち分が相続時に大問題になることは今後無くなっていくでしょう。ただし、基金拠出型法人へ拠出した不動産は個人の所有物ではなくなります。そこで、不動産の所有、管理業務はMS法人が請負い、医療法人は本来業務のみに人材、財源を集約します。不動産がMS法人所有であれば、出資をとおして間接的に個人所有となります。

また、長期に亘って安定的に運営をしてきた医療法人は当然に莫大な含み益を抱えていますので、特定医療法人の承認を受ける以外の相続対策としてMS法人を不動産所有会社として活用する方法もあるでしょう。

ただし、このような形態においても、MS法人へ不当に利益が付加されることは容認されるものではありません。取引の透明性、妥当性が求められることは言うまでもありません。

東日本税理士法人 朝比奈健史